

# 議事 1

「各務原市地域公共交通会議の設置規約」

## 議事1 協議事項

### ■趣旨

現在、市の要綱で設置している「各務原市地域公共交通会議」（「道路運送法」及び「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議体）について、市とは別の組織として、独立した規約によって設置する。

### ■理由

市が条例や要綱等で設置する組織の見直しにあたり、本会議については、市とは別の独立した事務や権限を有する組織であるとの整理に至ったため、市の設置要綱ではなく、独立した規約によって本会議を定めるものとする。

### ■設置規約

議1-②～⑤のとおり

### ■その他

- ・協議が調った日（会議終了後）から規約へ切り替えることとし、今後、規約の改正を行う場合は、本会議にて協議の上で実施します。
- ・会議運営上の主な変更は下記の通りです。

#### 主な変更点

変更前(市要綱にて設置)	変更後(規約にて設置)
[市が設置する組織]	[市とは別に独立した組織]
・市長からの委嘱をもって委員に着任 →市長の委嘱状をもって委任 →任期は1年	・委嘱はなく、構成員として参画 → <b>委嘱状はなし</b> → <b>任期がなくなる</b> (規約に構成員を明記)
・委員長を <b>互選での選出</b> ・ <b>委員長の指名で監事を選出する</b>	・委員長、 <b>副委員長</b> 、監事を <b>互選で選出</b> する
・旅費・費用弁償に関する記載がなく、市の規程に準じて処理	・旅費や費用弁償の規定を策定(資料 1-⑫) ・市の規程に準じるため、実際の事務処理や支給内容は変更なし

## 各務原市地域公共交通会議設置規約

(令和4年5月27日可決)

### (設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下この条及び第3条第1項において「活性化再生法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、活性化再生法第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、各務原市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

### (事務所)

第2条 会議は、事務所を岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地に置く。

### (協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) コミュニティバスの運行及び運賃に関する事項
- (2) 公共交通の利便性の向上に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) その他交通会議の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第4条 交通会議は、次に掲げる者を構成員とし組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 交通事業者
- (3) 運転者組織団体
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 運輸行政
- (6) 道路管理者
- (7) 警察
- (8) 各務原市

(9) 前各号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認める者  
(臨時構成員)

第5条 交通会議は、各務原市の区域を超える運行系統に関する協議を行う場合は、臨時構成員を置くことができる。この場合において、当該構成員は、当該運行系統の関係市町の長が指名した者をもって充てる。

(役員)

第6条 交通会議に次に掲げる役員を置き、その定数は、当該各号に定めるところによる。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

(3) 監事 2人

2 役員は、委員の互選によりこれを選任する。

3 役員の任期は7月1日からの1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は交通会議の会計監査（会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査）を行い、その状況を交通会議の会議（以下「会議」という。）において報告する。

(会議及び議決)

第7条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員（第5条の臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員が病気その他の理由により会議に出席できないときは、委任状によりその委員の所属する機関又は団体の他の者が代理出席できるものとする。

4 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

5 会議の議事は、出席した委員の3分の2をもって決するところによる。

6 会議は、原則として公開する。

(会議に代わる回議)

第8条 次に掲げる事項については、回議をもって会議の議事に代えることができる。

(1) 会議において議決されたコミュニティバスのバス停の位置及び名称の変更に関する事項

(2) 道路運送法第9条第4項の規定によりあらかじめ国土交通大臣に届け出こととされた運賃等（同条第1項に規定する運賃等をいう。）のうち、営業割引運賃（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度（平成13年12月5日国自旅第118号）Ⅱの第6の2に規定する営業割引運賃をいう。）の設定又は変更に係る事項

(3) その他協議が必要な事項のうち、軽微なもの又は緊急その他やむを得ない事情により会議での協議が困難な事項

(議決事項の遵守)

第9条 会議において議決された事項について、関係者はその結果を尊重し、当該議決事項の誠実な実施に努めなければならない。

(幹事会)

第10条 交通会議は、交通会議の業務を円滑に行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織は、委員長が別に定める。

(オブザーバー)

第11条 委員長は、必要があると認めるときは、オブザーバーを交通会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(財務)

第12条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(報償費)

第13条 交通会議は、委員に対し報償費を支給することができる。

2 前項の報償費の額及びその支給方法については、委員長が別に定める。

(旅費)

第14条 交通会議は、委員又は事務局職員に対し旅費を支給することができる。

2 前項の旅費の額及びその支給方法については、委員長が別に定める。

(費用弁償)

第15条 交通会議は、委員又は事務局職員以外の者に対し費用弁償を支給することができる。

2 前項の費用弁償の額及びその支給方法については、委員長が別に定める。

(事務局)

第16条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、各務原市産業活力部公共交通政策室に置く。

3 事務局に従事する職員は、委員長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、委員長が交通会議に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規約は、可決日から施行する。

(各務原市地域公共交通会議の継承)

2 この会議は、各務原市地域公共交通会議設置要綱（平成19年3月30日決裁）に規定する交通会議を継承する。

(任期の特例)

3 令和4年度における任期は、本規約施行日から令和5年6月30日までとする。

## 各務原市地域公共交通会議幹事会に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、各務原市地域公共交通会議設置規約（以下「規約」という。）第10条第2項に基づき、各務原市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協議事項)

第2条 交通会議の幹事会（以下「幹事会」という。）は、次の各号に定める事項について協議及び調整を行う。

- (1) 交通会議の会議に諮る協議事項及び報告事項
- (2) その他交通会議の目的を達成するために必要な事項

### (構成員)

第3条 幹事会の構成員は、交通会議の委員のうち次の各号に掲げる者とする。

- (1) 交通事業者
- (2) 市民又は利用者の代表者
- (3) 運輸行政
- (4) 道路管理者
- (5) 警察
- (6) 各務原市
- (7) 前各号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認める者

### 附 則

この規程は、令和4年 月 日から施行する。

## 各務原市地域公共交通会議財務規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、各務原市地域公共交通会議設置規約（以下「規約」という。）第12条に基づき、各務原市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に關し、必要な事項を定めるものとする。

### (予算)

第2条 交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の事務局長（以下「事務局長」という。）は、毎会計年度予算を調製し交通会議に諮るものとする。

3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

### (予算の補正)

第3条 事務局長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

### (予算区分)

第4条 岁入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 岁出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

### (予算の流用及び予備費の充用)

第5条 事務局長は歳出予算の流用及び予備費の充用を行うことができる。

2 事務局長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、交通会議に報告しなければならない。

### (出納及び現金等の保管)

第6条 事務局長は、交通会議の事務局の職員のうちから協議会の出納員を命ずることができる。

2 交通会議出納員は、事務局長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(収入及び支出の手続き)

第7条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、各務原市の例に準じて行うものとする。

2 委員長は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第8条 事務局長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 事務局長は、前項の承認を得るにあたっては、監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令和4年 月 日から施行する。

なお、令和4年度の会計年度については、各務原市地域公共交通会議設置要綱（平成19年3月30日決裁）基づく各務原市地域公共交通会議の財務を継承する。

別表第1（第4条関係）

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	2 補助金	2 補助金
3 繰越金	3 繰越金	3 繰越金
4 諸収入	4 諸収入	4 諸収入

別表第2（第4条関係）

款	項	目
1 運営費	1 運営費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

## 各務原市地域公共交通会議委員等の報償費に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規定は、各務原市地域公共交通会議設置規約（令和4年月日第号）第13条第2項に基づく各務原市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の委員の報償費に関し、必要な事項を定めるものである。

### (報償費)

第2条 交通会議は、各務原市地域公共交通会議が開催する会議又は、他の主体が開催する会議、審査会、研修会、講演会等に委員が招聘された場合に報償費を支給できることとし、その額は別表第1のとおりとする。ただし、これに代わる対価を別に得ている者は、この限りではない。

### (その他)

第3条 この規程に定めるもののほか、報償費に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規程は、令和4年 月 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

委員の区分	報償費
学識経験者	日額10,500円

# 各務原市地域公共交通会議に関する旅費及び費用弁償に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規定は、各務原市地域公共交通会議設置規約（令和4年 月 日可決）

第14条第2項並びに第15条第2項に基づく各務原市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の旅費及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものである。

## (旅費)

第2条 交通会議は、次の各号に定める事項に伴う出張について、委員又は事務局職員に対して旅費を支給できることとする。ただし、これに代わる対価を別に得ている者は、この限りではない。

- (1) 他の主体が主催する会議、審査会、研修会並びに講演会
- (2) 国土交通省が実施する地域公共交通確保維持改善事業に係る第三者評価委員会
- (3) 先進事例の視察
- (4) その他委員長が必要と認める事項

## (旅費の取り扱い)

第3条 旅費の種別、計算及び支払いは、各務原市の旅費の取り扱いの例による。

## (費用弁償)

第4条 交通会議は、交通会議の会議、研修会、その他交通会議の目的を達成するために、外部の者を招聘する場合、費用弁償を支給することができる。

## (費用弁償の取り扱い)

第5条 費用弁償の種別、計算及び支払いは、各務原市の費用弁償の取り扱いの例による。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規程は、令和4年 月 日から施行する。

## 各務原市地域公共交通会議事務局規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、各務原市地域公共交通会議設置規約（以下「規約」という。）第16条第4項に基づく各務原市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

### (職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、各務原市産業活力部公共交通政策室長をもって充てる。
- 3 事務局員は、各務原市産業活力部公共交通政策室の職員をもって充てる。

### (文書の取扱い)

第4条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、各務原市において定められている文書の取扱いの例による。

### (公印の取扱い)

第5条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、様式、寸法、書体、保管者及び用途は、次のとおりとする。

名称	書体	寸法	個数	使用目的	公印保管責任者
各務原市地域公共交通会議委員長之印	篆書	20ミリメートル四方	1	一般文書用	事務局長

2 交通会議の公印の保管、取り扱い等については、各務原市において定められている公印の取り扱いの例による。

### (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この規程は、令和4年 月 日から施行する。

## 議事1 参考資料 1

### 各務原市地域公共交通会議設置規約・要綱

規約	要綱（現行）
<b>(設置)</b>  第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下この条及び第3条第1項において「活性化再生法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、活性化再生法第5条第1項に規定する <u>地域公共交通計画</u> の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、各務原市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。	<b>(設置)</b>  第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下この条及び第3条第1項において「活性化再生法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、活性化再生法第5条第1項に規定する <u>地域公共交通網形成計画（次条において「網計画」という。）</u> の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、各務原市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。
<b>(事務所)</b>  <u>第2条 会議は、事務所を岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地に置く。</u>	<b>(新設)</b>
<b>(協議事項)</b>  第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) コミュニティバスの運行及び運賃に関する事項 (2) 公共交通の利便性の向上に関する事項 (3) <u>地域公共交通</u> 計画の作成及び変更の協議に関する事項 (4) <u>地域公共交通</u> 計画の実施に係る連絡調整に関する事項 (5) <u>地域公共交通</u> 計画に位置付けられた事業の実施に関する事項 (6) その他交通会議の目的を達成するために必要な事項	<b>(協議事項)</b>  第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) コミュニティバスの運行及び運賃に関する事項 (2) 公共交通の利便性の向上に関する事項 (3) 網計画の作成及び変更の協議に関する事項 (4) 網計画の実施に係る連絡調整に関する事項 (5) 網計画に位置付けられた事業の実施に関する事項 (6) その他交通会議の目的を達成するために必要な事項
<b>(削除)</b>	<b>(委員)</b>  第3条 交通会議は、委員25人以内とし、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。次項において「規則」という。）第9条の3及び活性化再生法第6条第2項に規定する者又は当該機関を代表する者から市長が委嘱し、又は任命する。 2 前項の規定にかかわらず、規則第9条の3第1項第1号及び第4号に規定する者については、当該規定する者が、あらかじめ指名した者を委員とすることができる。 3 各務原市の区域を超える運行系統に関する協議を行う場合は、交通会議に臨時委員を置くことができる。この場合において、当該臨時委

(削除)

員は、当該運行系統の関係市町の長が指名した者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第3項の臨時委員は、同項の協議が終了したときに、解任されるものとする。

(組織)

第4条 交通会議は、次に掲げる者を委員とし組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 交通事業者
- (3) 運転者組織団体
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 運輸行政
- (6) 道路管理者
- (7) 警察
- (8) 各務原市
- (9) 前各号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認める者

(削除)

(新設)

(委員長)

第5条 交通会議に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 委員長に事故があるときは又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(臨時構成員)

第5条 交通会議は、各務原市の区域を超える運行系統に関する協議を行いう場合は、臨時構成員を置くことができる。この場合において、当該構成員は、当該運行系統の関係市町の長が指名した者をもって充てる。

(削除)

(新設)

(監事)

第6条 交通会議に監事を置き、監事は委員のうちから委員長が指名する。

2 監事は、交通会議の会計監査（会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査）を行う。

3 監事は、会計監査の結果を交通会議の会議（以下「会議」という。）

(役員)

第6条 交通会議に次に掲げる役員を置き、その定数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人
- (3) 監事 2人

2 役員は、委員の互選によりこれを選任する。

3 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は交通会議の会計監査（会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査）を行い、その状況を交通会議の会議（以下「会議」という。）において報告する。

(会議及び議決)

第7条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員（第5条の臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員が病気その他の理由により会議に出席できないときは、委任状によりその委員の所属する機関又は団体の他の者が代理出席できるものとする。

4 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

5 会議の議事は、出席した委員の3分の2をもって決するところによる。

6 会議は、原則として公開する。

(会議に代わる回議)

第8条 次に掲げる事項については、回議をもって会議の議事に代えることができる。

(1)～(2)（略）

(3) その他協議が必要な事項のうち、軽微なもの又は緊急その他やむを得ない事情により会議での協議が困難な事項

2 （削除）

において報告する。

(新設)

(会議及び議決)

第7条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員（第3条第3項の臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員が病気その他の理由により会議に出席できないときは、委任状によりその委員の所属する機関又は団体の他の者が代理出席できるものとする。

4 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

5 会議の議事は、出席した委員の3分の2をもって決するところによる。

6 会議は、原則として公開する。

(会議に代わる回議)

第8条 委員長は、次に掲げる事項については、委員全員の同意を確認して、回議をもって会議の議事に代えることができる。

(1)～(2)（略）

(3) その他協議が必要な事項のうち、軽微なものと委員長が認める事項

2 委員長は、前項の回議の結果を次の会議に報告しなければならな

(旅費)

第14条 交通会議は、委員又は事務局職員に対し旅費を支給することができる。

2 前項の旅費の額及びその支給方法については、委員長が別に定める。

(費用弁償)

第15条 交通会議は、委員又は事務局職員以外の者に対し費用弁償を支給することができる。

2 前項の費用弁償の額及びその支給方法については、委員長が別に定める。

(事務局)

第16条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、各務原市産業活力部公共交通政策室に置く。

3 事務局に従事する職員は、委員長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、委員長が交通会議に諮って定める。

い。

(新設)

(新設)

(事務局)

第14条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、各務原市産業活力部公共交通政策室に置く。

3 事務局に従事する職員は、委員長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、委員長が交通会議に諮って定める。

## 議事1 参考資料2

### 各務原市地域公共交通会議設置要綱

(平成19年3月30日決裁)

#### (設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下この条及び第3条第1項において「活性化再生法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、活性化再生法第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画（次条において「網計画」という。）の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、各務原市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

#### (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) コミュニティバスの運行及び運賃に関する事項
- (2) 公共交通の利便性の向上に関する事項
- (3) 網計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (4) 網計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 網計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) その他交通会議の目的を達成するために必要な事項

#### (委員)

第3条 交通会議は、委員25人以内とし、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。次項において「規則」という。）第9条の3及び活性化再生法第6条第2項に規定する者又は当該機関を代表する者から市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則第9条の3第1項第1号及び第4号に規定する者については、当該規定する者が、あらかじめ指名した者を委員とすることができます。
- 3 各務原市の区域を超える運行系統に関する協議を行う場合は、交通会議に臨時委員を置くことができる。この場合において、当該臨時委員は、当該運行系統の関係市町の長が指名した者をもって充てる。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 前条第3項の臨時委員は、同項の協議が終了したときに、解任されるものとする。  
(委員長)

第5条 交通会議に委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、交通会議を代表する。  
3 委員長に事故があるときは又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(監事)

第6条 交通会議に監事を置き、監事は委員のうちから委員長が指名する。

- 2 監事は、交通会議の会計監査（会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査）を行う。  
3 監事は、会計監査の結果を交通会議の会議（以下「会議」という。）において報告する。

(会議及び議決)

第7条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員（第3条第3項の臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の半数以上の出席がなければ開くことができない。  
3 委員が病気その他の理由により会議に出席できないときは、委任状によりその委員の所属する機関又は団体の他の者が代理出席できるものとする。  
4 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議への出席を求め、意見を聞くことができる。  
5 会議の議事は、出席した委員の3分の2をもって決するところによる。  
6 会議は、原則として公開する。

(会議に代わる回議)

第8条 委員長は、次に掲げる事項については、委員全員の同意を確認して、回議をもって会議の議事に代えることができる。

- (1) 会議において議決されたコミュニティバスのバス停の位置及び名称の変更に関する事項  
(2) 道路運送法第9条第4項の規定によりあらかじめ国土交通大臣に届け出こととされた運賃等（同条第1項に規定する運賃等をいう。）のうち、営業割引運賃（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度（平成13年12月5日国自旅第118号）IIの第6の2に規定する営業割引運賃をいう。）の設定

又は変更に係る事項

(3) その他協議が必要な事項のうち、軽微なものと委員長が認める事項

2 委員長は、前項の回議の結果を次の会議に報告しなければならない。

(議決事項の遵守)

第9条 会議において議決された事項について、関係者はその結果を尊重し、当該議決事項の誠実な実施に努めなければならない。

(幹事会)

第10条 交通会議は、交通会議の業務を円滑に行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織は、委員長が別に定める。

(オブザーバー)

第11条 委員長は、必要があると認めるときは、オブザーバーを交通会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(財務)

第12条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(報償費)

第13条 交通会議は、委員に対し報償費を支給することができる。

2 前項の報償費の額及びその支給方法については、委員長が別に定める。

(事務局)

第14条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、各務原市産業活力部公共交通政策室に置く。

3 事務局に従事する職員は、委員長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、委員長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(各務原市交通機関懇話会設置要綱の廃止)

2 各務原市公共交通機関対策懇話会設置要綱（昭和59年11月15日決裁）は、廃止する。

附 則（平成24年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成25年11月13日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月5日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月31日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。